

令和6年 第2回（5月）臨時会

# 県央県南広域環境組合

## 議会 会議録

令和6年 第2回 県央県南広域環境組合議会臨時会会議録

1 場 所 県央県南クリーンセンター 2階大会議室  
諫早市福田町1250番地

2 会 期 令和6年5月27日（1日間）

3 付議事件表

番 号	審議 方法	事 件 名	議決月日	結 果
		会期の決定の件	5月27日	5月27日の 1日と決定
		会議録署名議員の指名について	5月27日	小田孝明君 酒井光則君 指 名
議 案 第6号	本会議	工事請負契約の変更について（県央 県南広域環境組合第2期ごみ処理施 設建設工事）	5月27日	原 案 可 決
議 案 第7号	本会議	令和6年度県央県南広域環境組合一 般会計補正予算（第1号）	5月27日	原 案 可 決

○ 出席議員（14名）

1 番 林田 勉 君  
3 番 谷澤 和浩 君  
4 番 森 多久男 君  
5 番 湯田 清美 君  
6 番 松永 隆志 君  
7 番 中野 太陽 君  
8 番 矢崎 勝己 君  
9 番 酒井 恭二 君  
10 番 小田 孝明 君  
11 番 酒井 光則 君  
12 番 隈部 和久 君  
13 番 小嶋 光明 君  
14 番 濱崎 清志 君  
15 番 南条 博 君

○ 欠席議員（1名）

2 番 馬渡 光春 君

○ 説明のため出席したもの

管理者 大久保 潔重 君  
副管理者 古川 隆三郎 君  
副管理者 金澤 秀三郎 君  
副管理者 松本 政博 君  
監査委員 徳永 清己 君  
事務局長 田島 正孝 君  
総務課長 馬場 英二 君  
施設課長 鵜殿 光輝 君  
総務課課長補佐 池田 吉穂 君  
施設課課長補佐 山下 秀顕 君

○ 議会関係出席者

書記長 濱崎 和也 君  
書記 牟田 憲司 君  
書記 中川 透大 君

(午後2時00分 開会)

○議長（南条 博君）

皆さんこんにちは。

定刻になりましたので、ただいまから令和6年第2回県央県南広域環境組合議会臨時会を開会いたします。

今期臨時会に説明員の出席を求めましたので、御報告いたします。

また、今期臨時会におきましては、夏の省エネ対策の一環といたしまして、クールビズによる空調管理を行っております。議場での服装につきましては、上着等の着用は各位の判断にお任せいたします。

ここで管理者より発言の申出がっておりますので、発言を求めます。

管理者。

○管理者（大久保潔重君）

皆様、こんにちは。

組合議会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日、ここに令和6年第2回県央県南広域環境組合議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては御健勝にて御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

初めに、施設の稼働状況から御報告を申し上げます。

本施設は新施設が供用開始するまでの「つなぎ運転」を行っているところでございますが、1日当たりおおむね250トンの安定した処理を継続しており、今年2月5日から10日までの6日間と、今月13日から21日までの9日間において、計画全炉停止を行い、炉の点検整備補修を予定どおり実施いたしました。

第2期ごみ処理施設の建設工事につきましては、昨年4月の安全祈願祭から1年が経過し、現在では建物本体の建築工事が進められており、今年の夏過ぎには、プラントに係る工事にも本格的に着手される予定であり、着実に事業の進捗が図られている状況でございます。

南部リレーセンターの建設工事につきましては、今年2月に工事請負契約を締結して以降、設計や建築に係る協議を進めてきており、今年年末頃には建設工事に着手する予定であり、令和8年度からの稼働開始に向けて取り組んでいただいているところでございます。

今臨時会におきましては、今年1月の全員協議会で事務局から御説明しておりました、第2期ごみ処理施設の建設工事費に係るインフレスライド条項の適用などに伴う「工事請負契約の変更について」を含む2件の議案を提出させていただきます。

内容につきましては、後ほど事務局長が御説明申し上げますので、よろしく

御審議賜りますようお願い申し上げます。

今後も引き続き、令和8年度からの新施設の稼働に向けて、環境負荷が小さく、地球温暖化対策や循環型社会形成の推進に貢献でき、安定的で効率的な、地域に信頼されるごみ処理施設の整備と運営に取り組んでまいりたいと考えております。

なお、本日の臨時会は、本年度初めての議会でありますので、この場をお借りしまして、4月1日付の人事異動により新たに発令しました幹部職員を御紹介させていただきます。事務局長の田島正孝君でございます。施設課長の鶴殿光輝君でございます。どうぞよろしくようお願い申し上げます。

以上、誠に簡単ではございますが、私からの開会の御挨拶とさせていただきます。

**○議長（南条 博君）**

これより、議事日程第1号により議事に入ります。

日程第1「会期の決定について」を議題といたします。

今期臨時会の会期を5月27日、1日とし、会期中の日程につきましては、お手元に配付のとおりとすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

**○議長（南条 博君）**

異議ありませんので、会期は本日1日と決定いたしました。

次に、日程第2「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。

会議規則第87条の規定により、会議録署名議員に10番小田孝明議員及び11番酒井光則議員を指名いたします。

次に、日程第3、議案第6号「工事請負契約の変更について（県央県南広域環境組合第2期ごみ処理施設建設工事）」を議題といたします。

提案理由について事務局の説明を求めます。事務局長。

**○事務局長（田島正孝君）**

議案第6号「工事請負契約の変更について」御説明を申し上げます。

本案は、令和4年5月27日に県央県南広域環境組合議会臨時会議案第4号において議決を得て締結いたしました「県央県南広域環境組合第2期ごみ処理施設建設工事」につきまして、今回、工事請負契約を変更しようとするものでございます。

変更内容は、請負金額につきまして、変更前の272億1,444万円から変更後の288億9,178万4,900円に増額しようとするものでございます。

変更理由につきましては、提案理由に記載のとおり、地盤改良工事において想定を上回る大きさの障害となる転石が確認されたことから、これを破砕し

撤去するための工事を追加する必要があることに加え、工期内に賃金等の水準が著しく変動し契約金額が不相当となり、インフレスライド条項を適用する必要も生じたことから、所要の変更を行おうとするものでございます。

資料といたしましては、議案の次のページに契約変更請書の写しを添付いたしております。

それでは、工事請負契約の変更の概要につきまして御説明をさせていただきますので、本日配布いたしております議案参考資料の1ページ、議案第6号参考資料を御覧ください。

議案参考資料の1と2に、先ほど御説明いたしました工事名と契約変更の理由を、次の3に変更前と変更後の工事請負金額を記載しており、今回増額しようとする金額は両括弧の変更額に記載のとおり、16億7,734万4,900円でございます。

また、この内訳につきましては、変更額の下に記載のとおり、地中障害物に係る変更額が2億6,730万円、インフレスライド条項に係る変更額が14億1,004万4,900円でございます。

次の4から7までは、第2期ごみ処理施設建設工事の内容につきまして記載しております。

次に、議案参考資料の2ページ、3ページをお開きください。

まず、2ページの資料の8に、地中障害物に係る契約変更の概要を記載しております。

今回、地盤改良工事を行った工法は、(1)にありますように、深層混合改良工法でこの工法の概要は(2)に記載のとおりでございます。

また、この工法で掘削を行った施工数は、(3)と(4)にありますように平面図の中の緑と赤の丸印の部分の合計となる542箇所、赤丸の141箇所、障害となる転石が確認されたものです。

これに対処するため、(5)と(6)にありますように、マルチドリル工法による2億6,730万円の追加工事が必要となったものでございます。

次に、3ページの資料の9に、インフレスライド条項に係る契約変更の概要について記載しております。

まず、(1)のインフレスライドの概要ですが、建設工事の工期内に、物価や賃金水準などに変動が生じ契約金額が不相当となったときは、建設工事請負契約に基づき、受注者は請負代金額の変更を請求することができる制度でございます。

また、(2)に図式化しておりますように、インフレスライドの金額は、残工事の期間が2カ月以上ある工事、基準日以降の残工事が対象となり、変動前後の残工事額の差額のうち、受注者の負担となる残工事額の1%を超えた、

図ではオレンジ色の（S）の部分がインフレスライド額となるものでございます。

今回の、実際の額の算定でございますが、受注者側から昨年11月30日を基準日として、請負代金額の変更の請求があったことから、定められた期日に基づき受注者との協議を開始し、最終的に（3）に記載しております14億1,004万4,900円をインフレスライド額とすることで、受注者側と合意に至ったものでございます。

したがいまして、今回の契約金額の変更は、2ページの黒丸の1と3ページの黒丸の2を合わせました金額が、1ページに記載の変更額16億7,734万4,900円となったものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第6号「工事請負契約の変更について」の御説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（南条 博君）**

これより議案第6号に対する質疑に入ります。

なお、質疑は会議規則第49条の規定に基づき、1議題につき3回までいたします。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。林田議員。

**○1番（林田 勉君）**

すいません。工事請負契約の変更ということで、かなり大きな額の変更が上がっております。

一般的にですね。物価高、二次経費高ということで、これはわかるんですけど。そういった中でですね、昨年の末かな、提出があつて協議をされた結果この金額になりましたというふうなお話だったんですけど。受注者、業者さんから言ったらこの金額になりますというふうな話なんでしょうけど。発注者側のチェック体制というかな、これが適正な価格ですよ、というチェック体制はどのようにされているのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

**○議長（南条 博君）**

事務局長。

**○事務局長（田島正孝君）**

金額の変更のチェック体制についての御質問でございます。

当組合では、第2期ごみ処理施設の建設をDBO形式で発注するにあたり、適正な施工監理や現場管理を行うために、ごみ処理施設の設計施工監理等の実績がある一般財団法人日本環境衛生センターに、当初から設計施工監理の業務を委託して事業を進めております。

今回のインフレスライド条項に係る施工業者との協議、確認等におきまし

ても、この委託業者に同席してもらい適正な事務の精査を行っておりますので、適正に行われていると考えております。

○議長（南条 博君）

林田議員。

○1番（林田 勉君）

はい。ありがとうございます。

それと、もう1点ですね、このインフレスライド条項ということで、工期の最後の2カ月前までのうちの1%以上を超えた金額の分でも変更ができるということなんですけど。本施設の工期がこれに書いてあるとおり令和8年の3月31日というふうになっていますので。そしたらその年の1月31日までには変更がさらにあるかもしれないというふうに思っているのでしょうか。

○議長（南条 博君）

事務局長。

○事務局長（田島正孝君）

制度上、残工事が基準日から2カ月以上あり、賃金や物価の水準が著しく上昇し、金額が不相当となった場合は請求できることとなっておりますので、条件を整えば今後の請求も可能性としてはですね、ゼロではないということと考えております。

○議長（南条 博君）

林田議員。

○1番（林田 勉君）

はい。ありがとうございます。

それでは最後にですね。上がるだけじゃなくて今度下がった場合ですね。

前回決めた金額よりも、今もう物価がちよっと安定して下がったという時には、今度発注者側からそういう契約の変更の申し込みができるわけなんですか。

○議長（南条 博君）

事務局長。

○事務局長（田島正孝君）

議員お尋ねのように、デフレーションなどによって著しく下落した場合においては、発注者側から請求できるようになっております。

○議長（南条 博君）

他にありませんか。中野議員。

○7番（中野太陽君）

お尋ねいたします。

請求日、基準日のところですね。3ページになりますが、基準日、請求日と



書いてあります令和5年11月30日。まず確認なんですけど、この日が相手方、いわゆる受注者側から請求というのがされたのかという点と、なぜこの日から、いわゆる遡ってではなく、なぜこの日が、いわゆる計算の元になったスタートになるのかというところが、どこに、どう起因するのかですね。

工事全体的に関して、この日から、例えば物価が上がったというわけではないと思うんですよ。なので請求日が、そういうふうにスライド条項のスタートになるんですよというふうになっているのかどうかですね。そこまず、1点お尋ねします。

それと、このスライド条項があった場合、今度の議案7号にちょっと関係するかもしれないんですけど、国の、もしくは県の補助金というのが出るのかどうなるのか。要は財源はどうなるのか。一般財源って言ったらいいかな、組合の財源で全部賄わなければならないのか。国や県が同じような割合で出してもらえるのか。その2点を伺います。

○議長（南条 博君）

事務局長。

○事務局長（田島正孝君）

それでは、今回のスライドの変更にかかる請求日についてですけれども、この11月30日に請求が行われたということでございます。

このインフレスライドの条項の国が定める運用マニュアルやそういったものに請求日からということで定めてありますので、その日を基準に対象として変更額を算定しております。

もう1点、財源の話でございますけれども、これは国の補助金の、交付金の対象ともなっておりますので、国の補助金を取り入れながら変更も行うということでございます。

○議長（南条 博君）

中野議員。

○7番（中野太陽君）

ちなみにこれはもう確定、合意なので確定額と思うんですけど、国のその補助金というのは、もう額は確定はしているんですかね。これからになるんですかね。

今日のあれが通ってからのというのは当然だと思うんですけど、概算というか、そういった額ではどれぐらいなのか。

要はですね、今度の額が、いわゆるインフレスライド額の負担というのが14億1,000万円ですよ。かなり大きな額になるんですけど、そのうちのどれくらいを国が見てくれるのかという意味で、ちょっと質問いたします。

○議長（南条 博君）

事務局長。

○事務局長（田島正孝君）

国の交付金につきましては、今後要望も上げていきますので、今のところ、概算で申しますと、変更額の増額が16億7,700万円、約16億7,700万円の増額でございますけれども、その分に対しまして、交付金としましては4億1,670万円が交付金の対象となるというふうに今考えております。

○議長（南条 博君）

いいですか。他にございませんか。小田議員。

○10番（小田孝明君）

あのですね、私はこの提案理由のところを、ちょっと読ませていただきます。地盤改良工事において、想定を上回る大きさの障害となる転石が確認されたことから、この工事を実施すると。

先ほど、何か設計をしたり、地盤を何かこう調査したり、何かどこか業者にちゃんとお願ひして調べてもらって、こういった上で設計書ができて工事が始まるわけですからね。

まあ、土の中ですから外から見えませんからですね。なんともこう、どのくらいあるかということ、分からないだろうと。

しかし、今この技術の進んだ時に、この540何箇所ですか、それから新たに140何箇所を杭をどうのこうのせんといかんというような形の、そういったところの、石のある中に例えば何か、調査か何かそういうのは、私よく分かんですけど、そういうのはできんやっただですかね。140何箇所、全体が500で140何箇所いる。そういうものの技術が進んだ時に土の見えんところの石がちゃんとあるようなことはわからんとですかね。私はね、素人でよくわからんとですけど、そこんところはどういうふうに捉えているのか、ちょっとお尋ねします。

○議長（南条 博君）

事務局長。

○事務局長（田島正孝君）

事前のボーリング調査でございますけれども、入札参加者に対しまして提示する発注条件を把握する目的で建物が建てられると思える位置を想定して、その4隅と中心の全部で5箇所のボーリング調査を行いました。

これは、支持層が約20メートルぐらいございまして、必ずしもボーリング調査を全ての箇所500何箇所にするというのは非常に不適切といえますか、施工上問題がありますので、今回は5箇所のボーリング調査を実施して、その時につきましては、大きさが4、50センチメートル程度の転石が確認されて

おりましたけれども、今回の支障となるような最大で2メートルを超えるような大きな転石が確認されておりませんでしたので、今回は新たな掘削を行う、転石を削除するような工事を追加して行ったということでございます。

○議長（南条 博君）

小田議員。

○10番（小田孝明君）

分かりました。

この500何箇所のうち、140いくつのまた新たに打ち込まなきゃいかんということですか。それから、今の技術で何か調査する方法というのが、やっぱり事前に設計、地盤調査に金をかけたくないとか、安上がりでやろうとかなんていうか、あるかもわからんとですけど、ちょっともう少し調査を何箇所になるのかやっていたら、最初からですね、できたんじゃないかなど、私こう素人ながら思うんですけど。

○議長（南条 博君）

事務局長。

○事務局長（田島正孝君）

確かにですね、ボーリング調査の、調査の実施箇所数を増やせば増やすほど転石を確認できる可能性としては高くなることというのは、私たちも考え分かっております。

ただ、概算で、試算でございますけれども、そのボーリング調査1本あたりの単価を概算で150万円と試算してみますと、約500箇所ですと8億円、8億円を超える費用とそれ相当の調査期間まで必要となってまいりますので、今回は現実的ではないというふうに捉えております。

○議長（南条 博君）

よろしいですか。他にございませんか。

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論のある方は挙手をお願いします。

（「なし」と言う者あり）

○議長（南条 博君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第6号は、これを原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（南条 博君）

異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案どおり可決されました。

次に、議案第7号「令和6年県央県南広域環境組合一般会計補正予算（第1

号)」を議題といたします。

提案理由について事務局の説明を求めます。事務局長。

**○事務局長（田島正孝君）**

議案第7号「令和6年度県央県南広域環境組合一般会計補正予算（第1号）」について御説明申し上げます。

議案第7号の1ページを御覧ください。

本案による歳入歳出予算の補正は、第1条に記載いたしておりますとおり、歳入歳出それぞれ8,543万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ90億5,284万4千円にしようとするものでございます。

その内容としましては、予算書の3ページから4ページの「第1表歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございます。

また、第2条の地方債の変更は、予算書の5ページの「第2表」において、「第2期ごみ処理施設建設工事等」に係る地方債の補正を計上させていただいております。

それでは、補正予算の概要につきまして説明をさせていただきます。

内容は、歳出予算に沿って御説明いたしますので、予算書は11ページと12ページでございます。

なお、説明は、本日配布いたしております議案参考資料に沿って説明させていただきますので、議案第7号参考資料の4ページと5ページを御覧ください。

それでは、1の補正の目的でございますが、全部で3件の事業で補正予算を計上させていただいております。

まず1つ目の（1）では、議案第6号でお願いしました、第2期ごみ処理施設の工事請負契約の変更に伴う令和6年度分の工事請負費について、所要の予算措置をお願いするものでございます。

議案第6号では、総額で16億7,734万4,900円の契約変更をお願いしておりますが、このうち今年度分に係る4億3,111万6,000円の補正をお願いするものでございます。

なお、補正前の当初予算額、補正予算額、補正後の予算額につきましては、資料の3の予算の概要の（1）歳出予算の表の緑色の枠の中の（1）第2期ごみ処理施設建設工事請負費の欄に記載しております。

次に2つ目の（2）では、当クリーンセンターの計画区域内で未買収のままになっておりました土地について、地権者からの申出により購入の協議が整ったことから、取得に係る所要の予算措置をお願いするものでございます。

資料の5ページの上段に参考1といたしまして、購入予定地の概要を記載しており、購入する土地は、第2期ごみ処理施設の東側の茶色の枠で囲った部

分の全部で4筆でございます。購入する面積は、合計で3,782平方メートル、購入する単価は4,200円を予定しており、総額で1,588万5千円の補正をお願いするものでございます。

なお、これに係る財源は、全額用地取得基金を充てることとしており、補正に係る各予算額につきましては、資料4ページの3、予算の概要の黄色の枠の中の(2)公有財産購入費の欄に記載しております。

最後に3つ目の(3)では、南部リレーセンターの工事請負費について、令和6年度の当初予算では、入札執行前の概算額で計上しておりましたので、受注業者が決まり契約手続が整った結果、令和6年度と7年度の工事請負費の金額が確定し、令和6年度の工事請負費の金額が当初の見込みより減となったことから、3億6,156万8,000円の減額補正をお願いするものでございます。

なお、補正に係る各予算額につきましては、資料の3の予算の概要の青色の枠の中の(3)南部リレーセンター建設工事請負費の欄に記載しております。

次に、各事業に係る財源の歳入予算につきましては、予算書では3ページに項別の予算額を記載しておりますが、事業別の補正に係る各予算額の詳細は、資料4ページの3、予算の概要の(2)歳入予算の表に歳出予算と同じ色の事業名の枠の欄にそれぞれ記載しております。

最後に、資料の5ページの下の表に参考2といたしまして、今回の補正予算に係る各基金別の補正前と補正後における令和6年度末現在高見込額を記載しております。

以上、簡単でございますが、議案第7号の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（南条 博君）**

これより議案第7号に対する質疑に入ります。

質疑は歳入と歳出を区分して行います。なお、質疑の際にはページ数をお示しく下さい。

質疑は歳入歳出それぞれ3回までといたします。

まず、歳入に対する質疑に入ります。ないでしょうか。

(「なし」と言う者あり)

**○議長（南条 博君）**

それでは次に歳出に対する質疑に入ります。中野議員。

**○7番（中野太陽君）**

お尋ねいたします。

用地取得の件でですね、お伺いしたいのですが。未買収の説明文書では4ページの(2)で、区域内で、計画区域内で未買収のままになっていた用地につ

いて、地権者からの申出により購入の協議が行われたということなので、まずは、この未買収の残り何筆か、人数がまだおられるのかが1点。

そして、この購入予定地の活用方法ですね。何のために購入をこの時期にするのか。

あと、これに関してはすみません。私は昔からいるわけではないんですが、用地取得に関しての何か、何ですかね。地権者とのやり取りというのが何かあるのかないのか。そういう協定というんですかね。そういうのがあるのかどうかというのを伺います。

○議長（南条 博君）

事務局長。

○事務局長（田島正孝君）

まず、未買収地として残っている用地でございますけれども、この用地は、この管理棟の北側の方に仮設の駐車場などに隣接する未整備の筆数が4筆、面積が全体で2,410平方メートルの土地が未買収地として残っております。

今回、購入する用地の活用方法でございますけれども、この工場立地法に定められております緑地を整備する必要がありますので、この工場立地法に基づく緑地帯として活用していきたいと考えております。

この未買収用地の経過等でございますけれども、この残りの土地につきましては、数名の相続人の方がおられて交渉を進める中で、一時は売却に対して前向きなお言葉をいただいた時期もございましたが、最終的には同意をいただけることができなかつたものでございます。

今後も地権者の方からお申出をいただければ、取得に向けて真摯に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（南条 博君）

中野議員。

○7番（中野太陽君）

すみません、私の説明が悪かったのかな。要は、この購入予定地というのがあと残りいくつか北側の駐車場のところにありますけど、それを買う必要があるのかということなんですよ、質問の根本には。要は、今第2期のごみ処理施設ができてます。これ以上、土地を何かのために買う必要があるのか。

買わなければいけないような協定を地元の方と結んでいたら、それは私が言うことではありませんので、ちょっと違うかなとは思いますが。やはり購入の目的がなからんと地元の方とも交渉する必要性というのが変わってくると思うんですよ。

そういった意味では、今後も購入を、購入をというか地元の地権者の理解を得て購入をしていきますよというお立場というか考えなのか。それともそれはもう相手次第ですので、向こうが協議ができないのであれば、こちらも購入しなくていいですよというそういうお考えなのか。

最終的にはやっぱり必要なんですよなのか。そういうところが見えなかったもので、伺います。

○議長（南条 博君）

事務局長。

○事務局長（田島正孝君）

用地購入に対する協定等は結んでおりません。やはり、この敷地内でございますので、先ほども申しましたとおり、緑地等の活用もございますので、今後も用地取得の申出がありましたら購入してまいりたいというふうに考えております。

ただあの、場所としては、今現在の管理等の北側のところがございます残地でございますので、今現在特にどうしても支障があるというふうな事ではございません。

○議長（南条 博君）

他にありませんか。小嶋議員。

○13番（小嶋光明君）

小嶋です。

今の説明でわからん人もおるかもしれないけど、これは、国に出してこの敷地内の土地に対しては環境アセスメントで出しているから購入をしなきゃならないんだということで理解していいのかと。

まず、土地の価格が最初購入した分と同額なのか。これ2点。

それから3点目がですね。私南島原ですけども、南部リレーセンターの件について、工事を行う上で、現在、あの、ごみ塵芥車をね、洗車をしているところが使用できないということになるということでお聞きしまして。これに減額してるからその辺の仮設のね、洗車場を設けてもらえないのかということ、あの業者さんから私に電話がありまして。市の環境課と話をして、今検討中でございますけども、その辺をリレーセンターを作るためにそこを壊すから、どうにかならんのかということをお尋ねをいたします。

○議長（南条 博君）

総務課長。

○総務課長（馬場英二君）

まず、購入するというところで、先ほど事務局長の方から御説明があったと思いますけど、もちろん、区域を決めまして環境アセスメントの方も実施してお

ります。都市計画でも、ここは地区計画の範囲内になっておりますので、やはり、この区域内の残地という形になりますので、議員おっしゃった通りそういうことも含めて、今後、申出があれば購入したいというふうに考えております。

価格につきましてですけれども、価格は20年近く前の購入から残っている残地ということでございますので、単価的にはですね、再度、資料の方にもちょっとお載せしておりますが、鑑定評価を実施しております、結果的には当時の金額よりもですね、下がっている低い金額での購入額、それはもう鑑定評価に基づく額でございますので、その額でしか購入できないということで地権者の方には大筋この金額で合意というか同意をいただいているような状況でございます。

最後に、南部リレーセンターの駐車場の件でございますけれども、これにつきましてはですね、今後利用できないというふうなお話をいただいているようでございますので、組合の方としてもですね、新しい業者も決まりましたのでそういった部分も含めてですね、いい方法が取れるようにですね、今現在、今後協議をしていくというふうなことで考えておりますので、また、ある程度方向性が出ましたらですね、議員の皆様にも御報告できればというふうに考えております。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（南条 博君）

以上でいいですか。小嶋議員。

○13番（小嶋光明君）

すみません。

前向きなお答えいただきありがとうございます。

あのですね、駐車場はですね、今敷地内にできるのかということをお尋ねして聞いておりますけれども、今のところ無理な可能性もあるということで。じゃあ、近くに土地があるからそこら辺を借りてでも作ったらどうかというようなことも言ってますので。今後はですね、うちの環境課の方とお話をしただき、仮設だから額的に予備費でも間に合うような金額だと思っておりますので、よろしく願いします。

清掃に関してもですね、バキューム等で汲取って自分のところの処理場で処理なさいというようなことも私も言ってますのでよろしく願いして終わります。

もう、答弁はいりません。

○議長（南条 博君）

はい、わかりました。ほかにございませんか。

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。



反対討論のある方は挙手をお願いします。

(「なし」と言う者あり)

○議長(南条 博君)

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第7号は、これを原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(南条 博君)

異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案どおり可決することに決定いたしました。

以上をもちまして、今期臨時会に付議された案件は全て終了いたしました。

今期臨時会において議決されました案件につきましては、その条項、字句、数字その他整理を要するものがありました場合、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(南条 博君)

異議なしと認めます。

これをもって令和6年第2回県央県南広域環境組合議会臨時会を閉会いたします。

(午後2時43分 閉会)

会議録の内容に相違ないことを証するために、ここに署名する。

議長 南条 博

署名議員 小田 孝明

署名議員 酒井 光則